



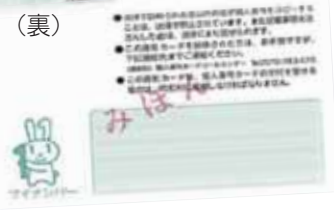
(表) 通知カード
個人番号: 1234 5678 9012
姓 名: 花子

マイナンバーは、10月以降に通知を開始します

町内に住民票があるすべての方に「マイナンバー通知カード」を送付します。安平町に住所を登録している外国人の方も対象です。

マイナンバー通知カードは、住民票の住所宛に送付しますので、住民票の住所と異なる場所にお住まいの方はご注意ください。

通知カード見本



(裏)

マイナンバー通知書 (見本)

表	裏

平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用を開始します

社会保障、税、災害対策の中でも決められた行政手続きのみで活用されます。

マイナンバーが漏えいして、不正に使用される恐れがある場合を除き、変更されることはありませんので、通知カードや個人番号カードは大切に保管してください。

住民票の住所と異なる場所にお住まいの方は・・・

下記に該当する方は、通知カードを現在お住まいの場所に送付することができますので、送付先の登録手続きをしてください。

- (1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 等の被害者の方で、住民票と異なる場所にお住まいの方
 - (2) 医療機関や施設等への入居 (入所) が見込まれ、その期間中、住所地に居住者がいない方
- ※ (1)、(2) 以外の理由で、通知カードを受け取ることができない方は、住民生活課住民サービスグループ (☎2940) へお問い合わせください。

【登録方法】 申請書に必要事項を記入のうえ、住民登録している市区町村へ提出してください。
※申請書は、お近くの市区町村の役所で用意していますが、総務省ホームページからダウンロードすることもできます。

総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

【必要な書類】

- ・申請者の本人確認書類 (運転免許証など)
- ・送付先の住所地を証明できる書類 (公共料金の領収書など)
- ・(代理人が申請する場合) 代理権を証明する書類 (委任状など) と代理人の本人確認書類 (運転免許証など)

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆マイナンバー制度に関するお問い合わせ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

マイナンバーを詳しく知りたい方はホームページをご覧になるか、コールセンターへお問い合わせください。(通話料がかかります。)

マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

コールセンター 〈日本語〉 0570 - 20 - 0178 / 〈外国語〉 0570 - 20 - 0291

開設時間 9時30分～17時30分 (土日祝日、年末年始を除く)